

令和 8 年 5 月 2 9 日

第 5 回 総 会

議 事 録

呉 市 農 業 委 員 会

議 事 録

日 時：令和８年５月２９日（金） 午後２時

場 所：呉市役所 ７階 ７５５～７５８号室

付議事項

議案第 19 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 20 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 21 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 22 号 相続税納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明申請について

議案第 23 号 令和 7 年度推進委員等の最適化活動の点検・評価（案）及び令和 7 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）について

報告事項

第 1 号 農地法第 4 条の規定による届出の受理について

第 2 号 非農地証明について

第 3 号 非農地判断について

第 4 号 農地法第 3 条の規定による許可について

第 5 号 農地法第 5 条の規定による許可について

出席委員

1 番 柏木 健二	3 番 谷 新子	4 番 宮脇 和幸	7 番 立花 達也
8 番 水場 光輝	10 番 亀山 博司	11 番 秋光 貴志	13 番 島田 徹幸
14 番 大道 正孝	15 番 竹内 誠	16 番 新田 隆次	18 番 神藤 敦美
19 番 北村 正次			

欠席委員

2 番 田中 慎二	6 番 高本 光之	9 番 今井 満	12 番 岡本 亮二
17 番 石田 尚則			

推進委員

大畠 和浩

事務局

城戸事務局長 倉中事務局次長 庭月野課長補佐 山本主査 藤並主任 藤岡主事

(午後 2 時)

議長（北村）：それでは、出席者が過半数に達していますので、ただ今から令和 8 年第 5 回呉市農業委員会総会を開会します。本日の議事録署名者に、18 番 神藤委員、1 番 柏木委員を指名します。なお、本日の欠席通知は、2 番 田中委員、6 番 高本委員、9 番 今井委員、12 番 岡本委員、17 番 石田委員から出ています。皆さんにお願いがあります。総会の資料には個人情報が含まれていますので、取扱いにご留意ください。また、議事進行の妨げとなりますので、携帯電話、スマートフォンは電源を切るか、マナーモードに切り替えてください。

議長：事務局から配付資料の確認をお願いします。

事務局：配付資料の確認をさせていただきます。今回の事前配付として、議案書と申請農地位置図及び議案現地確認写真を送付しています。また、本日配付した資料 1－1「令和 7 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」、資料 1－2「目標達成状況の評語の適用方法」、資料 1－3「令和 7 年度推進委員等の最適化活動の点検・評価」、令和 8 年度呉市の農業振興です。ありますでしょうか。

議長：それでは付議事項に入ります。議案第 19 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。1 番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：1 番の申請地は、広町字三ツ石〇〇〇番〇ほか 4 筆、地目は田・畑、面積は計 692 m²の第 2 種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、遠方に居住し耕作困難なため、贈与するもので、譲受人は、53 歳、経営規模を拡大し、水稻・野菜を作付けするものです。写真には墓地が写っておりますが、ビニールハウスとビニールハウスとの間の土地は対象外です。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

谷 委員：3 番 谷です。申請地は、今井委員のご実家の近くです。譲渡人が代替わりをされ耕作が出来なくなり、今井さんに管理をお願いされ今回の申請となりました。現在、バラの苗が栽培されておりました。ご審議よろしくお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：2番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：2番の申請地は、郷原町字胡原〇〇〇番〇ほか3筆、地目は田、面積は計2,787㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、譲受人の要望により、贈与するもので、譲受人は、51歳で経営規模を拡大し、水稻を作付けするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

大 畠 委 員：推進委員 大畠です。譲受人は、自動車関係のお仕事をされている方ですが、農作業歴は28年あります。申請地は、水田で田植えが終わったばかりでした。ただし、〇〇〇ー〇は、苗が足りなくなり今年は、保全管理となります。ご審議よろしくお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：3番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：3番の申請地は、押込4丁目〇〇〇番、地目は田、面積は255㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、譲受人の要望により、贈与するもので、譲受人は、51歳で経営規模を拡大し、水稻を作付けするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

大 畠 委 員：推進委員 大畠です。譲受人は、この地域の方で米作りを長年続けてこられました。申請地も加わり面積は広がりますが、まだ若くやる気も感じられました。ご審議よろしくお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：4番について、事務局から説明をお願いします。

事務局：4番の申請地は、押込4丁目〇〇〇番、地目は田、面積は95㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、譲受人の要望により、贈与するもので、譲受人は、63歳で経営規模を拡大し、水稻を作付けするものです。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

大島委員：推進委員 大島です。申請地は、先程の申請地の傍にあり譲渡人も同じ方です。譲受人は、広島市安佐北区にお住まいですが、お兄さんが神山におられ農機具を所有し、耕作歴は30年以上です。圃場には、キャベツやタマネギ等の野菜が作付けられていました。ご審議よろしくお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長：なし。

議長：ないので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは、本件は、許可と決定します。

議長：5番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：5番の申請地は、呉市蒲刈町向字片山〇〇〇番ほか2筆、地目は畑、面積の合計は1081㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、遠方に居住し耕作が困難なため売却するもので、譲受人は、60歳で経営規模を拡大し、果樹を作付けするものです。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

新田委員：16番 新田です。申請地は、空き家バンクに登録され家と農地をセットで購入されるもので、写真には写っていないのですが、左側に家もありました。現在、広島市にお住まいですが、許可が出れば移住される予定です。ご審議よろしくお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長：なし。

議長：ないので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは、本件は、許可と決定します。

議長：6番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：番の申請地は、呉市蒲刈町向字松舟〇〇〇〇番〇ほか4筆、地目は畑、面積の合計は2,556㎡の農用地区域の農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、遠方に

居住し耕作が困難なため売却するもので、譲受人は、79歳で経営規模を拡大し、果樹及び野菜を作付けするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

新 田 委 員：16番 新田です。先程の申請と譲渡人は同一人物で、譲受人とは親戚関係です。以前から耕作されており、非常に良い管理がされていました。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：7番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：7番の申請地は、呉市豊町久比字五女堂〇〇〇〇番〇ほか1筆、地目は畑、面積の合計は2,065㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、遠方に居住し耕作が困難なため贈与するもので、譲受人は、52歳で経営規模を拡大し、カンキツを作付けするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

新 田 委 員：16番 新田です。この申請地は、30年程前から譲受人が借りて耕作していましたが、無償譲渡の話が纏まり本申請となりました。管理状況も良好で問題ないと考えます。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：次に、議案第20号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。
1番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：1番の申請地は、音戸町渡子3丁目〇〇〇〇番〇、地目は田、面積は195㎡の第2種農地です。転用の目的は、資材置場として使用するため、規模等につきましては、石材を置くものです。しかしながら、写真でお分かりのように、既に資材置場として利用さ

れているため、農地法に基づく手続きが事後になった旨の始末書添付の申請となっております。固定資産税の地目については、雑種地となっております。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要で、農振農用地区域には、指定されていません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

立 花 委 員：7番 立花です。申請地は、音戸・倉橋線の西側に車で5分程の場所にあります。申請人は、相続を受けて始めて農地であることに気づいたそうです。現状、バラスが敷き詰められており、農地に戻すことは困難と考えます。ご審議よろしくお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：次に、議案第21号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。
1番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：1番の申請地は、音戸町藤脇1丁目〇〇〇〇番〇ほか2筆、地目は田及び畑、面積は合計1,376㎡の第2種農地です。転用の目的は、駐車場及び資材置場用地として使用するため売買するものです。規模等につきましては、駐車場10区画や土木建築資材を置くものです。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要で、農振農用地区域には、指定されていません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

立 花 委 員：7番 立花です。申請地は、音戸と倉橋の境界付近で音戸・倉橋線から100m程山手に進んだ場所です。申請人は、地元の土木業者で事業拡大に伴い、資材置場や駐車場が必要となったものです。ご審議よろしくお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：2番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：2番の申請地は、倉橋町字小家石〇〇〇〇番、地目は畑、面積は238㎡の第2種農地です。転用の目的は、駐車場用地として使用するため売買するものです。規模等につきましては、駐車場5区画を置くものです。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要で、農振農用地区域には、指定されていません。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

立花委員：7番 立花です。申請地は、藤三宇和木店から東側へ進んだ小高い場所にあります。譲渡人は、遠方に居住し耕作が出来ません。譲受人は、自宅周辺に駐車場がなく不便を感じていました。ご審議よろしくお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは、本件は、許可と決定します。

議長：3番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：3番の申請地は、安浦町大字女子畑字堂之畝〇〇〇番ほか2筆、地目は田、面積は合計で1,690㎡の第2種農地です。転用の目的は、太陽光発電施設として利用するため、売買するものです。規模等は、太陽光パネルが168枚、発電容量49.5kwを設置する計画で、全量自家発電となるため事業計画書の提出があり、中国電力との発電設備等に関する契約については、契約済となっております。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要であり、農振農用地区域は除外済です。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

亀山委員：10番 亀山です。申請地は、安浦町中心部から北東に2・3kmの女子畑地区です。譲渡人は、昨年まで農地最適化推進委員をされていた方ですが、体調を悪くされており経営規模を縮小されている様です。仕方ないと思います。ご審議よろしくお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは、本件は、許可と決定します。

議長：次に議案第22号「相続税納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明申請

について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局：本件は、「租税特別措置法」による相続税の納税猶予に係るもので、相続人が税務署に申告し、その農地を引き続き耕作する場合、この一定部分の相続税額の納税が猶予されるもので、市街化区域内の農地については、相続税の申告期限の翌日から20年引き続いて耕作することにより、猶予された税額の納税が免除されます。この制度の適用にあたっては、平成17年4月1日以降の相続については、3年ごとに農業経営を行っている旨の継続届出書を税務署に提出する必要があるため、今回証明申請をしたものです。1番の申請地は、焼山中央3丁目〇〇〇〇番〇ほか6筆、地目は田及び畑、面積は合計で2,457㎡の第3種農地です。令和元年8月19日に相続により農地を取得したもので、田及び畑として適切に管理されていました。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

大畠委員：推進委員 大畠です。写真を見てお分りの通り、田には水が張られ、畑にはナスやトウモロコシなどの野菜が作付けられていました。ご審議よろしくをお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、本件は承認と決定してご異議ありませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは、本件は、承認と決定いたします。

議長：次に、議案第23号「令和7年度推進委員等の最適化活動の点検・評価（案）及び令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）」について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局：資料1-1をご覧ください。1ページ「Ⅰ 農業委員会の状況」は、現在の農業委員会の現在の体制や農家・農地の概要です。2ページ「Ⅱ最適化活動の実施状況」、1最適化活動の成果目標（1）農地の集積ですが①現状及び課題は、令和7年4月現在の管内の農地面積1,920haに対してこれまでの集積面積は55.5haで集積率は2.9%となっています。②目標は、国や県から、各市町が令和12年までに達成すべき数値目標が設定された結果、その間の経過年数で割り戻した数値を目標とするよう指示があったため、今年度末の集積面積105.5ha、今年度の新規集積面積50ha、今年度末の集積率5.5%と過大な目標となっています。③実績は、昨年度末と比べて認定農業者が7経営体減ったことにより、今年度末の集積面積49.2ha、今年度の新規集積面積-6.3

h a, 今年度の農地面積 1, 880 h a に対して今年度末の集積率 2. 6 %で, 目標に対する達成状況は, 47. 2 %で, 農業委員会の点検評価は, 農業者の高齢化や担い手不足により, 目標に対して期待を下回る結果となりました。(2) 遊休農地の発生防止・解消ですが, ①現状及び課題は, 令和7年4月現在の1号遊休農地面積は106 h aとなっています。3 ページ②目標は, 令和3年度の遊休農地面積129 h aの5分の1の25. 8 h a, ③実績は1 h a, 今年度の目標に対する達成状況は, 3. 9 %で, 農業委員会の点検評価は, 農業者の高齢化や担い手不足により, 目標に対して期待を下回る結果となりました。(3) 新規参入の促進ですが, ①現状及び課題は, 令和4年度から令和6年度の新規参入者は, 下の表のとおりとなっています。4 ページ②目標は, 新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積は, 令和3年度から令和5年度までの権利移動面積の平均12 h aの1割で1. 2 h a, ③実績は15. 9 h a, 今年度の目標に対する達成状況は, 1, 325 %で, 農業委員会の点検評価は, 農地台帳調査等により, 新規参入者への貸付等についての同意が得られ, 目標に対して期待を上回る結果が得られました。2 最適化活動の活動目標 (1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標は, 1人当たりの活動日数を月当たり6日です (2) 活動強化月間の設定①目標は, 活動強化月間の設定回数は3回で, 取組時期等は下の表のとおりとなっています。5 ページ②実績も, 活動強化月間の設定回数は3回で, 取組時期等は下の表のとおりとなっています。

(3) 新規参入相談会への参加①目標は, 1回ですが, 都合により参加できませんでした。6 ページ目標の達成状況の評語については, 資料1-2をご覧ください。1 農業委員会の目標の評語の表2で, (1) 成果目標については①農地の集積は, 達成率は47. 2 %ですので達成率90 %未満の1点, ②緑区分の遊休農地の解消についても達成率3. 9 %ですので1点, ③新規参入の促進については, 達成率1, 325 %ですので達成率110 %以上の5点で, (2) 活動目標については, 活動強化月間の実施は, 3月実施したので1点, 新規参入相談会への参加は, 参加できなかったので0点です。今の点数を合計しますと8点になりますので, 表1に当てはめると, 5点以上, 10点未満の区分の目標に対して期待どおりの結果が得られたとなります。その下の推進委員等の点検・評価結果は, 先ほどの資料1-2の裏面の2 推進委員等の評語の表2で, (1) 成果目標は, 先ほどと同様に①農地の集積は1点, ②緑区分の遊休農地の解消も1点, ③新規参入の促進は4点で合わせて6点となります。(2) 活動日数目標は, ①月当たりの最適化活動を行う日数目標に対する達成状況は, 目標は6日ですので, 1か月の平均が, 6日を上回った場合は6点, 6日の場合は4点, 6を下回った場合は2点となり, ②月当たりの最適化活動の日数は, 13日以上が12点, 8日以上13日未満が8点, 6日以上8日未満が4点, 6

日未満は0点となります。この合計点を表1に当てはめたのが、下の表で、目標に対し期待を上回る結果が得られたが12名で、目標に対して期待どおりの結果が得られたが5名、目標に対して期待を下回る結果となったのが20名とおりました。7ページⅢ事務の実施状況は、表のとおりで、4違反転用への対応は、実務上では違反転用は追認として処理していますが、この追認での許可は対象外とされていますので、違反転用面積は0としています。別紙様式5の説明は以上です。次に資料2－3の令和5年度推進委員等の最適化活動の点検・評価（案）をご覧ください。これは、毎月提出していただく活動記録簿をもとに、各委員さんの表を作成し、全委員さんの表を合計したものです。活動日数の合計、活動実績、成果実績、全体としての評語は、表のとおりです。承認が得られましたら、本日の総会で出された意見を記載し、各委員さんの個別の表を通知します。

事務局次長：この議案について補足説明します。先ほど説明があった、「令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」について、当会全体の評価結果は、「目標に対して期待どおりの結果が得られた」という評価になっております。各個人の最適化活動の評価結果は、目標に対して期待を上回る結果が得られた方が12人、目標に対して期待どおりの結果が得られた方が5人で、目標に対して期待を下回る結果となった方が20人となっています。委員の皆さんに提出していただいています活動記録簿の活動日数を集計したところ、本会の全体の平均は、目標日数、月6日を少し上回る、6.2日（昨年6.3日）となっておりますが、目標の6日を下回っている方が上回っている方より多い結果となっています。活動日数の月当たり6日は、これは対外的な目標であり、目標の達成率を上げるために、あえて目標を低く設定しているものです。実際の活動は、毎月10日以上を目標としてください。活動日数は、各委員さん個人の評価にも繋がりますので、委員の皆さんがこの目標を達成できるよう、活動に努めていただきたいと思います。せっかく活動していらっしゃるのに活動日誌に記載漏れがないよう、しっかりと活動記録を実績として上げていただくようお願いいたします。なお、委員の皆さんへご自分の評価結果については、後日お送りします。

議長：ただいま、倉中次長から説明がありましたが、令和7年度の委員の活動日数で、ひと月当たりの活動日数が、目標の6日を下回っている方が、上回っている方より多い結果となりました。今年度は、皆さんが、日々の生活の中で行っている、畑の帰りに周辺農地を見回ったり、路上での立ち話し中で、情報交換したりした内容などを、活動記録簿にこまめに記入して、目標日数を上回るよう頑張っていきたいと思いますが、いかがでしょうか。お忙しいとは思いますが、皆さん、どうぞよろしくお願いいたします。

議長：それではご審議願います。ご質疑・ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は議案のとおり決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は議案のとおりと決定します。

議 長：次に報告事項に入ります。事務局の説明をお願いします。

事 務 局：市街化区域内の農地について、この１か月間に農地の転用届出に関する専決処理規程により受理したもので、報告事項第１号の農地法第４条の規定による届出が３件ございましたので、報告します。続きまして、報告事項第２号の非農地証明申請について５件を証明し、報告事項第３号の非農地判断について１２件を通知しましたので報告します。続きまして、報告事項第４号及び第５号について報告いたします。議案書の１１及び１２ページをご覧ください。これは、３月の農業委員会総会で、民事執行法による農地等の売却に伴う買受適格証明を決定し、この適格証明の交付を受けた者が、最高価買受申出人となったときは、当該証明書を交付した時点と事情が異なっていたと認められる場合を除いて、農地法第３条及び農地法第５条許可申請を許可して差し支えない旨の決定をした案件で、申請人から最高価買受申出人であることの証明書が提出されたため、農地法第３条及び農地法第５条の規定による許可をしました。

議 長：報告事項について、ご質疑ありませんか。

議 場：質疑・意見なし。

議 長：その他、何か説明事項などありませんか。

議 場：なし。

議 長：今月出席した会議につて報告します。５月１８日広島県農業会議常設審議委員会がありました。以上、会長として出席したことを報告します。

議 長：それでは、次回の日程を申し上げます。

次回、令和８年第６回総会は、６月３０日 火曜日 午後２時 から
場所は、呉市役所 ７階 ７５５から７５８号室です。

議 長：以上で令和８年第５回呉市農業委員会総会を閉会します。

本日のご審議、ありがとうございました。

(午後 2 時 4 0 分)

以上は、令和 8 年第 5 回呉市農業委員会総会の内容に相違ないことを証明する。

令和 8 年 月 日

呉市農業委員会 会 長

.....

呉市農業委員会 委 員

.....

呉市農業委員会 委 員

.....